

令和7年度 厚生事業計画

| 事業名 | 事業内容 | 実施時期 | 利用方法 | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|---|-----------------------------------|--|------|---------|-----------------------|---|--|--|------|---------|--|-----------------------------|---------------|--|-----------------------------------|--|
| 1 特定健康診査・特定保健指導事業 | 当該年度中に満40歳以上満75歳未満※の組合員(任意継続組合員を含む。)及び被扶養者が、契約健診機関でメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病に関する健康診査と保健指導を受診する場合に経費の全額を助成します。 ※満75歳未満：満75歳の誕生日の前日まで受診可能 | 別途通知します。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 無料人間ドック事業 | 5月1日と受診日の両日において組合員資格を有し、かつ当該年度中に満40歳、満50歳に達する者が、契約健診機関で人間ドックを受診する場合に経費の全額を助成します。 助成対象者のうち、満50歳に達する組合員が、経費の個人負担を必要とする胃カメラを利用した場合は、その経費の全額も助成します。 | 令和7年6月1日 ～ 令和8年3月25日 (※) | ①契約健診機関へ予約する。 ②利用券(支部から5月下旬送付予定)を受診票を持参し、マイナ保険証等を提示の上、受診してください。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 一般人間ドック事業 | 5月1日と受診日の両日において組合員資格を有する者又は被扶養者認定されている配偶者(任意継続組合員とその配偶者は、受診日において資格を有する者又は被扶養者認定されている者)のうち、当該年度中に満35歳、満40歳以上に達する者が、契約健診機関で人間ドックを受診する場合に経費の一部を助成します。 その他の者は、契約健診機関ごとに定める自己負担額で受診できます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象年齢等</th> <th colspan="2">受診者負担額</th> </tr> <tr> <th>組合員</th> <th>被扶養配偶者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満35歳、満40歳以上(満55歳を除く。)</td> <td>13,000円</td> <td>19,000円</td> </tr> <tr> <td>満55歳</td> <td>10,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記年齢に該当しない者、5月1日に組合員資格等がない者</td> <td colspan="2">契約健診機関ごとに定める額</td> </tr> </tbody> </table> 助成対象者のうち、満55歳に達する組合員(任意継続組合員を除く。)が、経費の個人負担を必要とする胃カメラを利用した場合は、その経費の全額も助成します。 | 対象年齢等 | 受診者負担額 | | 組合員 | 被扶養配偶者 | 満35歳、満40歳以上(満55歳を除く。) | 13,000円 | 19,000円 | 満55歳 | 10,000円 | | 上記年齢に該当しない者、5月1日に組合員資格等がない者 | 契約健診機関ごとに定める額 | | 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月25日 (※) | ①契約健診機関へ予約する。 ②所属所(任意継続組合員は支部)で受診票の交付を受ける。 ③受診票を持参し、マイナ保険証等を提示の上、受診してください。 |
| 対象年齢等 | 受診者負担額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 組合員 | 被扶養配偶者 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 満35歳、満40歳以上(満55歳を除く。) | 13,000円 | 19,000円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 満55歳 | 10,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上記年齢に該当しない者、5月1日に組合員資格等がない者 | 契約健診機関ごとに定める額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 脳ドック事業 | 5月1日と受診日の両日において組合員資格を有し、かつ当該年度中に満50歳に達する者が、無料人間ドック受診の際に、契約健診機関で脳ドックを併用受診する場合に経費の全額を助成します。 | 令和7年6月1日 ～ 令和8年3月25日 (※) | ①契約健診機関へ予約する。 ②利用券(支部から5月下旬送付予定)を持参し、受診してください。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 セルフケア脳ドック事業 | 5月1日と受診日の両日において組合員資格を有する者のうち、当該年度中に満55歳に達する者及び定年退職予定の者が、一般人間ドック受診の際に契約健診機関で脳ドックを併用受診する場合に、経費の一部を助成します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>助成対象年齢</th> <th>受診者負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満55歳</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>定年退職予定者(※)</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※定年は、「職員の定年等に関する条例」又は就業規則に基づくものに限ります。 | 助成対象年齢 | 受診者負担額 | 満55歳 | 10,000円 | 定年退職予定者(※) | 5,000円 | 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月25日 (※) | ①契約健診機関へ予約する。 ②所属所で受診票の交付を受ける。 ③受診票を持参し、一般人間ドックと同時に受診してください。 | | | | | | | | |
| 助成対象年齢 | 受診者負担額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 満55歳 | 10,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 定年退職予定者(※) | 5,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 前立腺検診事業 | 5月1日と受診日の両日において組合員資格を有する男性組合員のうち、当該年度中に満50歳以上の偶数年齢に達する者が、無料人間ドック又は一般人間ドック受診の際に契約健診機関で前立腺疾患の検診を併用受診する場合に経費を助成します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>助成対象年齢</th> <th>受診者負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満50歳</td> <td>なし(0円)</td> </tr> <tr> <td>満52歳以上の偶数年齢</td> <td>検査費用から2,200円を減じた額(検査費用が2,200円に満たない場合は、0円)</td> </tr> </tbody> </table> | 助成対象年齢 | 受診者負担額 | 満50歳 | なし(0円) | 満52歳以上の偶数年齢 | 検査費用から2,200円を減じた額(検査費用が2,200円に満たない場合は、0円) | 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月25日 (※) (無料人間ドックと併用受診する場合は6月1日から) | ①契約健診機関へ予約する。 ②所属所で利用券の交付を受ける。 ③利用券を持参し、人間ドックと同時に受診してください。 | | | | | | | | |
| 助成対象年齢 | 受診者負担額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 満50歳 | なし(0円) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 満52歳以上の偶数年齢 | 検査費用から2,200円を減じた額(検査費用が2,200円に満たない場合は、0円) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 骨粗しょう症検診事業 | 5月1日と受診日の両日において組合員資格を有する女性組合員のうち、当該年度中に満46歳以上の偶数年齢に達する者が、無料人間ドック又は一般人間ドック受診の際に契約健診機関で骨粗しょう症検診を併用受診する場合に経費を助成します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>助成対象年齢</th> <th>受診者負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満50歳</td> <td>なし(0円)</td> </tr> <tr> <td>満46歳以上の偶数年齢(満50歳を除く。)</td> <td>検査費用から2,600円を減じた額(検査費用が2,600円に満たない場合は、0円)</td> </tr> </tbody> </table> | 助成対象年齢 | 受診者負担額 | 満50歳 | なし(0円) | 満46歳以上の偶数年齢(満50歳を除く。) | 検査費用から2,600円を減じた額(検査費用が2,600円に満たない場合は、0円) | 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月25日 (※) (無料人間ドックと併用受診する場合は6月1日から) | ①契約健診機関へ予約する。 ②所属所で利用券の交付を受ける。 ③利用券を持参し、人間ドックと同時に受診してください。 | | | | | | | | |
| 助成対象年齢 | 受診者負担額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 満50歳 | なし(0円) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 満46歳以上の偶数年齢(満50歳を除く。) | 検査費用から2,600円を減じた額(検査費用が2,600円に満たない場合は、0円) | | | | | | | | | | | | | | | | |

(※)令和8年3月25日まで実施しますが、早期・計画的受診により疾病の予防・早期発見に役立terため、また特定保健指導を行うため、できるだけ**令和8年1月末日まで**に受診願います。

健康管理事業

健診事業

令和7年度 厚生事業計画

| 事業名 | | 事業内容 | 実施時期 | 利用方法 | |
|----------------|---|---|---|--|--|
| 健康事業 | 8 乳がん・子宮頸がん検診事業 | 女性組合員が契約健診機関で乳がん・子宮頸がん検診を受診する場合に経費の全額を助成します（乳がん検診はマンモグラフィ又はエコー検査の選択受診）。 ※対象は、以下の条件を満たす方です。 人間ドック（全額受診者負担のものは除く。）を受診しない者及び自己採取子宮頸がん検診を受診しない者（乳がん検診のみ受診の場合は、自己採取子宮頸がん検診の受診可能） | 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月25日 (※) | ①契約健診機関へ予約する。 ②所属所で受診票又は利用券の交付を受ける。 ③受診票又は利用券を持参し、マイナ保険証等を提示の上、受診してください。 | |
| | 9 自己採取子宮頸がん検診事業 | 女性組合員が郵送による子宮頸がん検診を受診する場合に経費の全額を助成します。 ※人間ドック（全額受診者負担のものは除く。）及び子宮頸がん検診を受診しない者のみ対象 | 令和7年秋 | 別途通知します。 | |
| | 10 大腸がん検診事業 | 組合員が郵送による大腸がん検診を受診する場合に経費の全額を助成します。 ※人間ドック（全額受診者負担のものは除く。）を受診しない者のみ対象 | 令和7年秋～冬 | 別途通知します。 | |
| 健康管理事業 | 11 ストレスドック | 組合員がストレスドックを受診する場合に経費の一部を助成します。 | 令和7年4月 ～ 令和8年1月 | 別途通知します。 | |
| | 12 こころの健康チェック | ○こころの体温計 携帯電話やスマートフォンで手軽に心の状態がチェックできます。 | 通年 | いつでも利用可能です。 | |
| | 13 こころの健康相談室 | ○こころの健康相談室 組合員及び被扶養者が気軽に相談（カウンセリング）できる「こころの健康相談室」を開設し、経費の全額を助成します。 | 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月25日 | ①契約健診機関に予約する。 ②組合員（又は被扶養者）資格を確認できるものを持参し相談してください。 | |
| | | ○こころと暮らしの法律相談 組合員が抱える法律関係事案（ハラスメント事案を含む。）の解決を支援するため、弁護士相談窓口を設置し、経費の全額（最大22,000円）を助成します。 | 別途通知します。 | | |
| | 14 健康相談事業 | 組合員及び被扶養者の心と体のさまざまな相談に対応するため、LINE、電話、面談、Web（メール）などによる相談事業を実施します。 | 通年 | 専用ダイヤルに電話して相談・予約をしてください（LINEやWebによるメンタルヘルス相談もあります。）。 | |
| | 15 心の健康チェック事業（本部事業） | インターネットを利用して、いつでも心の健康状態をチェックできます。 ※ID・パスワードは広報誌「共済フォーラム」に掲載されています。 | 通年 | 当共済組合ホームページ「心のセルフチェックシステム」→「セルフチェック」 | |
| | 16 健康管理セミナー | 組合員及び家族の健康づくりをすすめるために、生活習慣病予防やこころの健康を考えるとともに、体力づくり等の実技等も行うセミナーを開催します。 | 令和7年 7・8月 | 別途通知します。 | |
| | 17 職場の健康づくり支援事業 | 所属所における組合員の健康づくりに関する講習会、研修会の実施に要する経費を助成します。 | 令和7年4月1日 ～ 令和8年2月末日 | ①各所属所において企画してください。 ②事業実施の1か月前までに支部へ申請してください。 | |
| | 18 インフルエンザ予防接種促進事業 | 組合員がインフルエンザ予防接種を受けた場合、1,000円を助成します。 ※1年度内1回に限ります。 ※自己負担額が1,000円に満たない場合は、その額を助成します。 | 令和7年10月1日 ～ 令和8年2月末日 | 別途通知します。 | |
| 19 健康づくりサポート事業 | 組合員自身の健康増進につながる行動に対して、専用アプリ・サイト上で物品等と交換できるポイントを付与するほか、スポーツ施設を割引価格で利用できるサービス等を提供します。 | 通年 ※試行実施 | ①ベネアアカウントを新規登録してください。 ②(株)ベネフィット・ワンが提供する専用アプリ又はサイトから利用してください。 | | |
| 一般事業 | 保養関係 | 20 宿泊施設利用助成事業 | 組合員及び被扶養者が保養又はレクリエーションを目的に、公立学校共済組合直営施設や支部が契約する京都府内の民宿等を利用し、1人1泊につき利用額（消費税相当額及び宿泊税を除く。）が6,000円以上の場合に3,000円を助成します。 ※公務出張の場合は利用できません。 ※助成回数は、組合員とその被扶養者の通算で年度内12泊までです。 ※対象施設は、当支部ホームページを御覧ください。 ※直営施設は、「公立共済やすらぎの宿」からweb予約できます。 | 通年 | ①宿泊施設等（予約受付先が観光協会の場合もあります。）に予約する。 ②支部ホームページで補助券を作成、印刷する。 ③宿泊施設到着と同時に補助券を受付へ提出し、利用者全員の組合員（又は被扶養者）資格を確認できるものを提示してください。 |

(※)令和8年3月25日まで実施しますが、早期・計画的受診により疾病の予防・早期発見に役立てるため、また特定保健指導を行うため、できるだけ**令和8年1月末日まで**に受診願います。

令和7年度 厚生事業計画

| 事業名 | | 事業内容 | 実施時期 | 利用方法 |
|------|------------------|---|--|--|
| 一般事業 | 保養関係 | 21 宿泊施設の相互利用制度 | 組員（任意継続組員を含む。）及び被扶養者（任意継続組員の被扶養者を除く。）が他の共済組合の施設に宿泊する場合、当該共済組合員と同一の料金で宿泊できます。 | 通年 施設に宿泊予約する際に公立学校共済組合員又はその被扶養者であることを申し出てください。 制度を利用する全員の組員（又は被扶養者）資格を確認できるものの提示が必要です。 |
| | 文化・教育・関係 | 22 ライフプランセミナー | 若年層の組員を中心に経済面を軸に生活設計を考える機会となる講座を開催します。 組員が退職後の経済生活設計を考える機会となる講座を開催します。 | 令和7年7月 別途通知します。 |
| | | 23 介護講座 | 組員及び家族が介護の基本的知識や介護技術を習得する講座を開催します。 | 令和7年7・8月 別途通知します。 |
| | | 24 子育て支援セミナー | 組員及び家族を対象に、子育てに係る相談会や親子で参加できる講座を開催します。 | 令和7年8月 別途通知します。 |
| その他 | 25 健康増進等支援委託事業 | 地域に即したスポーツ施設の利用助成のほか、ウォーキングチャレンジ、メンタルヘルス関連等の健康増進事業を（一社）京都府教職員互助組合に委託して実施します。 | 別途通知します。 | |
| | 26 団体割引施設契約事業 | 組員（任意継続組員を含む。）及び家族が支部の契約する宿泊施設やレクリエーション施設等を利用する場合、一般価格より割引いた優待価格で利用できます（任意継続組員は一部施設を利用できません。）。 | 通年 | 利用の際に公立学校共済組合京都支部組合員であることを申し出て、組員（又は被扶養者）資格を確認できるものを提示してください。 |
| | 27 介護機器レンタル助成事業 | 組員本人及び2親等以内の同居親族の要介護者を有する組員が介護機器をレンタルする場合、レンタル料金の一部を助成します。 ※対象介護機器の月当たりのレンタル料の自己負担額総額の7割を助成します。 ただし、対象介護機器の種類数×5,000円を限度とします。 | 通年 ※ただし、申請は利用年度内とする。 | レンタル開始後3か月ごとに支部へ申請してください。 |
| | 28 育児用品レンタル助成事業 | 組員が小学校就学前の子のために、支部指定の育児用品レンタル取扱事業者から育児用品をレンタルする場合、レンタル料金の一部を助成します。 ※対象育児用品の種類別に1回当たり10,000円を限度にレンタル料金の5割を助成します。 | 通年 | ①支部指定の取扱事業者に育児用品のレンタルを予約する。 ②支部へ利用券を申請する。 |
| | 29 ホームヘルパー雇用助成事業 | 組員、配偶者又は組員の2親等以内の同居親族が、傷病又は出産のため、紹介所等の紹介又は派遣によりホームヘルパー等を雇用した場合、1日7,000円を限度とする実費を助成します。 ※同一年度、16日を限度に助成します。 | 通年 ※ただし、申請は利用年度内とする。 | 雇用後3か月以内に支部へ申請してください。 |
| | 30 福祉保険制度 | 組員が在職中に死亡した場合又は組員及び配偶者が入院した場合、給付金等が支払われます。 | ファミリー年金・医療費支援制度保障期間 11月1日～翌年10月31日 | 所属所を通じて募集します。 (年1回) |
| | 31 アイリスプラン | 組員及び配偶者が在職中や退職後の生活をより豊かで充実したものにするため、経済生活支援事業として実施します。 ※「年金コース」、「医療・日常事故コース」の2つのコースがあります。 | 加入日・契約日 3月1日 | 所属所を通じて募集します。 (年1回) |
| | 32 災害対策事業 | 災害救助法の発動による災害に被災し、短期給付の災害見舞金の支給を受けた組員に対し、30,000円を支払います。 | - | 給付金支給後、速やかに支払います。 |